新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、 適正規模及び適正配置の基本的なあり方について (答 申)

平成24年1月 新宿区教育環境検討協議会

目 次

1	新	宿区教育	環境	検	討	協詞	義:	会詞	没冒	置	の・	背	景	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	現	状と課題	<u> </u>	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•		•	•				•	•	•	•	2
(1)	通学区域	₹••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
(2)	学校選択	別制度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	
(3)	学校の適	正規	模	• }	適」	ΕĮ	記記	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	
3	基	本的なあ	り方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(1)	通学区域	₹••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	
(2)	学校選択	別制度	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	
(3)	学校の適	近正規	模	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	
(4)	学校適正	配置		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	
<参	:考	>協議会	:委員	カ	ら	出 ā	され	hi	ار ا	主	な	意	見	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	12	
<資	料	·編>・・		•	•	•	•	•	•	•		•					•				•	•				•		13	

1 新宿区教育環境検討協議会設置の背景

新宿区教育環境検討協議会(以下「協議会」という。)は、平成23年6月に発足し、新宿区教育委員会より次の3点について諮問を受けた。

- (1) 学校選択制度の基本的なあり方について
- (2) 通学区域の基本的なあり方について
- (3) 新宿区立学校の適正規模及び適正配置の基本的なあり方について

協議会設置の背景には、最近の教育環境の大きな変化がある。その一つは、平成23年4月に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校1年生については35人以下学級が導入されたことである。学級定数の見直しは実に30年ぶりとなり、これまで40人学級を前提に教育行政を実施してきたことから、大きな転換期と言える。

また、区内における未就学児の増加傾向も変化の1つである。新宿区立小学校の児童数は、昭和54年の22,401人(新宿区内のピークは昭和33年の37,614人)から急激に減少し、平成14年には8,046人と約36%にまで落ち込んだ。その後はほぼ横ばいの状態が続いているが、小・中学校ともに小規模化が進んできた。しかし、小学校入学前の未就学児数(0~5歳児)は、平成21年度には16年ぶりに1万人を超え、平成23年度は10,633人となる(4月1日現在)など、増加傾向が顕著に表れている。従って、小学校については数年後、中学校についてはおよそ10年後に児童生徒数が増加傾向になると推測される。

この35人以下学級の導入及び未就学児の増加傾向という変化により、通学区域内の児童のみの受け入れを前提としても、普通教室不足が懸念される学校が出てくる。しかし一方では、未就学児が増加していない地域もあることから、今後も小規模化が懸念される学校もある。

このような教育環境の大きな変化を踏まえ、現在の制度や考え方が実態に即しているかどうかを検討したうえで、未来を担う新宿の子どもたちによりよい教育環境を確保することにより、教育委員会が掲げる教育目標を実現するための方策を導き出すことが必要である。

なお、協議会においては、諮問を受けた内容に直接関係する区立小・中学校について議論を行った。

2 現状と課題

(1) 通学区域

通学区域は、明治時代からの長い歴史を踏まえ、町会・自治会の区割り、特別出張所の区割りなどを考慮して指定された経緯があり、地域社会と密接な関わりを持ちながら、現在に至っている。

しかし、これまでも都市構造の変化に伴う人口の流出入等により、通学区域間の児童生徒数に差が生じていた中で、今後は35人以下学級の導入及び未就学児の増加傾向という変化が加わることになる。このため、通学区域内の児童のみの受け入れを前提としても、普通教室不足が懸念される学校が出てくる。また、東京都特別支援教育推進計画の第三次実施計画において、全ての小中学校に特別支援教室を設置する方向性が示されており、今後この計画が実施されたときには、更なる普通教室の不足も懸念される。

その一方では、未就学児が増加しない地域もあり、通学区域内の児童生徒数が少ないまま、今後推移していくと予測される学校もある。

こうした状況は、「現行の通学区域制度は、義務教育について、その適正な規模の学校と教育内容を保障し、これによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図るという趣旨から行われてきた制度である(昭和62年臨時教育審議会『教育改革に関する第三次答申』)」ことや、「学校規模と収容人員との適正化を考慮する(昭和52年『東京都新宿区立小・中学校通学区域の整備に関する答申』)」との趣旨からも、重要な課題と認識する必要がある。

この他にも、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域 等との整合性が取れていない箇所がある。

(2) 学校選択制度

学校選択制度は、区立小・中学校に入学する新1年生の保護者や児童生徒が 自らの意思で学校を選択できることや、学校が「特色ある教育活動」「開かれ た教育活動」を推進することを目的として、平成16年度入学時から導入された 制度である。それ以前は、相応の理由がある場合に、指定校変更制度により保 護者が申請を行っていた。

制度導入から7年目となる平成22年度には、毎年度実施している新1年生の保護者アンケートとは別に、町会・自治会、育成委員会等も対象とした「学校選択制度に関する意識調査」を実施した。調査の結果、学校選択制度について、校長・副校長、教員では30%以下と低いものの、利用者である保護者・生徒で80%以上、町会・自治会、育成委員会で60%以上が「制度があったほうがよい」「どちらかというとあったほうがよい」と回答している。また、学校選択票の提出率も毎年25%程度で推移していることに加え、一斉学校公開の際に学校見学をする人の割合も増加傾向にあるなど制度は定着してきている。

<表1 学校選択制度について H22学校選択制度に関する意識調査報告書>

対象者	回答者 (n)	あったほうが よい ※①	どちらかといえば あったほうがよい ※②	どちらかといえ ばなくてよい ※3	なくてよい ※④	無回答
小1保護者	1,116	46.8%	35.5%	11.4%	4.6%	1.8%
中1保護者	758	53.4%	31.4%	9.8%	3.3%	2.1%
小6保護者	1,180	42.2%	37.6%	12.7%	5.5%	2.0%
中3保護者	711	46.8%	33.5%	11.1%	6.1%	3.1%
中3生徒	914	55.9%	31.1%	4.6%	4.9%	3.5%
PTA	121	26.5%	35.5%	17.4%	18.2%	2.5%
町会・自治会	132	27.3%	35.6%	21.2%	10.6%	5.3%
育成委員会	28	28.6%	32.1%	28.6%	10.7%	_
校長・副校長	80	11.3%	15.0%	45.0%	26.3%	2.5%
教 員	523	3.4%	24.3%	45.5%	23.1%	3.6%

※割合については四捨五入にて表記したため合計が100にならないことがある

一方で、「学校選択制度に関する意識調査」によれば、学校選択制度の「課題と思うこと」では、小6保護者、中3保護者とともに、校長・副校長も「学校間の児童生徒数の差が広がった」を一番目に挙げている。この傾向は、学校選択申請状況においても、特に小学校ではっきりと見てとれる。

<表2 学校選択制度の課題 H22学校選択制度に関する意識調査報告書>

学校選択制度の課題と思うこと	小 6 得	呆護者	中 3 伊	R護者	PTA		
※表 1①②を「賛成」③④を「反対」とする	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	
学校と地域の繋がりが薄くなった	9.3%	29.3%	10.2%	42.6%	16.0%	51.2%	
学校間の児童・生徒数の差が広がった	53.6%	68.4%	44.6%	64.8%	64.0%	83.7%	
PTA 活動に参加する保護者が少なくなった	6.9%	13.0%	11.1%	26.2%	12.0%	20.9%	
緊急連絡等にすぐに対応できない保護 者が多くなった	6.6%	9.3%	9.5%	23.7%	10.7%	25.6%	
子どもの登下校の安全策がとれない	15.3%	26.0%	13.1%	19.7%	29.3%	53.5%	
学校の生活指導が行き届かない	10.2%	11.2%	15.9%	23.0%	6.7%	32.6%	
その他	3.9%	13.5%	4.8%	10.7%	10.7%	16.3%	
特になし	23.8%	12.6%	27.9%	12.3%	14.7%	2.3%	
回答者(n)	942 人	215 人	567 人	122 人	75 人	43 人	

※複数回答あり

<表3 学校選択制度の課題 H22学校選択制度に関する意識調査報告書>

学校選択制度の課題と思うこと	校長・	副校長	教	員
※表 1①②を「賛成」③④を「反対」とする	賛成	反対	賛成	反対
学校と地域の繋がりが薄くなった		_	11.7%	32.9%
学校間の児童・生徒数の差が広がった	66.7%	64.9%	53.8%	66.9%
小規模校がさらに小規模化する	47.6%	75.4%	46.9%	63.2%
PTA 活動に無関心な保護者が多くなった	4.8%	22.8%	5.5%	13.1%
保護者が学校・教育に無関心	14.3%	19.3%	9.7%	14.5%
児童・生徒の通学の安全確保が困難	66.7%	63.2%	51.0%	62.1%
児童・生徒への指導が困難	33.3%	56.1%	45.5%	57.4%
学校の風評がひとり歩きする	47.6%	61.4%	43.4%	57.1%
教職員が学校選択の趣旨をあまり理解していない	9.5%	1.8%		
学級編制がなかなか決まらない	28.6%	33.3%	_	_
その他	14.3%	24.6%	1.4%	4.2%
特になし	0.0%	12.3%	4.2%	1.7%
回答者(n)	21 人	57 人	145 人	359 人

※複数回答あり

学校選択制度において、児童生徒数の多い学校を保護者が選択する傾向があり、その結果として、小規模校がより小規模化することは、学校選択制度の今後のあり方を考える際に避けて通れない課題である。しかし、学校選択制度が導入される以前の指定校変更制度のもとにおいても、変更理由とは別に小規模校から規模の大きい学校に流れるという傾向が見られた。通学区域内の児童生徒数に差がある中、新宿区は23区の中でも児童生徒数に比して学校数が多く、特に小学校においては1校あたりの平均児童数が271名と、23区の中では2番目に少ないという小規模校が多い区であり、学校規模の適正化の面からも検討すべき課題であると言える。

学校選択制度は、各学校の普通教室数等の施設状況を勘案し、受入可能人数を決定する仕組みとなっている。制度の導入時から平成23年度新入学時までは普通教室にも比較的余裕があったため、一部の抽選校を除けば概ね選択希望校に入学することができた。また、兄弟姉妹を同じ学校に入学させたいという保護者の希望を踏まえる趣旨から、兄姉が既に在学している場合は抽選時に優先される取り扱いとしていた。このため、兄姉が既に在学している選択希望者のほぼ全員が選択希望校に入学することができた。しかし、小学校では35人以下学級の導入等により、平成24年度新入学時における選択希望者の受入可能人数は、以前と比較して大きく減少することになった。また、未就学児の増加により、通学区域内の児童生徒の受け入れも困難な学校が出てくるような、新たな

状況が生まれてきている。

さらに、学校に関する情報提供や保護者の制度に関する認識が不十分との指摘もある。

(3) 学校の適正規模・適正配置

平成23年5月1日現在で、小学校においては学校教育法施行規則で標準規模とされている12~18学級を下回る小規模校は29校中18校を占め、うち10校が全学年1学級の単学級校である。また、中学校においても10校すべてが12学級を下回る小規模校である。平成4年答申が出された平成4年5月1日時点における小学校の小規模校は35校中14校、中学校は15校中10校であったことと比較すると、小規模校の割合はむしろ高くなっている。また、平成23年5月1日現在における小学校の全277学級のうち20人以下の学級数を見ると、単学級校(10校)においては60学級中30学級(50%)であるのに対し、単学級以外の学校(19校)においては217学級中8学級(4%)である。

一方で、平成4年答申が出された当時は、児童生徒数が急激に減少するという状況であったが、現在においては、未就学児の増加傾向に加え、35人以下学級の導入により、児童生徒数及び学級数の増加が予測されている。また、平成4年答申では空き教室の有効活用という課題にも触れているが、現在では普通教室不足への懸念が生じている。このような教育環境の変化を踏まえ、平成4年答申で述べている適正規模及び適正配置の見直しについて検討する必要がある。

なお、全国的に見ると、我が国の人口は減少期に差しかかった状況にあるため、新宿区においてもいずれ再び児童生徒数は減少傾向となると推測される。 このため、施設の老朽化という側面も含め、学校の適正配置は今後も検討する必要がある。

3 基本的なあり方

新宿区教育委員会は教育目標を定めるにあたって、新宿の子どもたちが、自らを律し互いを認め合い、社会の形成に主体的に参画するとともに、自ら学び考え行動する自立した区民として成長することを願うと記している。

また、平成 20 年 3 月に告示された学習指導要領においても、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成が重視されている。これらは共に、次代を担う子どもたちが、国際化、高度情報化、少子高齢化の進展など、急速な変化を遂げる社会の中で生き抜く力を育むことの重要性を示すものである。

このことを実現していくために、学校は児童生徒同士の協力や競い合いによる 切磋琢磨のできる集団規模を確保し、児童・生徒と教員、教員同士、児童・生徒 と保護者、保護者同士が多様な人間関係を形成していくことにより、確かな学力を向上させるための教育活動とともに社会性を育む場として、よりよく整備されていくことが求められる。

こうした考え方のもと、協議会としては新宿区立小・中学校の望ましい規模(適 正規模)を明らかにしたうえで、これをどのように確保していくのかという視点 を持って検討を行った。

(1) 通学区域

現行の通学区域にいくつかの課題はあるものの、通学区域を改正することは、 地域コミュニティに大きな影響を及ぼす恐れがあり、これまで培ってきた地域 とのつながりを大切にするという視点から、できるだけ現行の通学区域を維持 することを基本とする。

しかし、通学区域内の児童生徒数の増加により、普通教室不足が懸念され、 改修等によっても教室の確保が困難な場合は、適正な規模の学校と教育内容を 保障するという通学区域制度の趣旨を踏まえ、具体的に検討すべきである。

また、小学校と中学校との通学区域の整合性や、特別出張所所管区域等との整合性が取れていない箇所については、通学距離の均等化、通学の安全確保、通学区域内の児童生徒数等を考慮して、中長期的な課題として検討することが望ましい。さらに、道路等の開通等によってまちの姿が大きく変わる場合などについては、可能な限り将来を見通したうえで、特に通学の安全確保の視点から検討することも必要である。

いずれの場合においても、通学区域の改正に際しては、地域関係者等の理解を得ながら進めていく必要がある。

(2) 学校選択制度

「学校選択制度に関する意識調査」の結果や、一斉学校公開の際の見学者数の推移等から、制度が定着してきているといえる。このため、通学区域制度を 原則としたうえで、現行の学校選択制度を維持することを基本とする。

そのうえで、35人以下学級の導入が始まった現在、その導入状況や未就学児数の推移を見極める必要性が高まっている。このため、普通教室の確保や学校間の児童生徒数の差を緩和する観点から、小学校においては以下のような見直しをすることが望ましい。

一方、中学校においては、現時点において35人以下学級の導入時期が未定であるうえ、未就学児の増加が生徒数の増加に繋がるのは、およそ10年後となる。また、中学校では部活動を理由に通学区域外の学校を希望する割合が高いことや、3割以上の生徒が国・私立中学校等に入学している状況も考慮する必要がある。従って、当分の間は生徒数の推移を見守り、35人以下学級の導入や生徒増など教育環境が変化したときに、小学校と同様な対策を講じることも含めて、適切に対応することが望ましい。

なお、学校案内(新入学予定の保護者に対し、学校選択票とともに小学校は8月、中学校は9月に配布する冊子)などを活用して、小学校における見直し内容や、通学区域制度が原則であることなどの情報を提供することに加え、事前に通学経路を確認することなど、保護者に求められることについても率直に周知することが望ましい。

【小学校について】

① 「選択できない学校」等の指定

通学区域内の児童だけで3学級編制以上となりうる学校については、必要に 応じて「選択できない学校」に指定することが望ましい。

12学級程度の学校であっても、通学区域内の未就学児の人数が多いなど将来の普通教室不足が懸念される場合は、「選択できない学校」に指定することを含めた検討を行うことが望ましい。

一方、施設上の理由で1学年1学級しか受け入れできない学校については、 改修等を行って普通教室を確保するなど、2学級の受け入れが可能となるよう な対策をとることが望ましい。

② 兄弟姉妹優先について

兄弟姉妹の有無による公平性や「選択できない学校」を指定することとの整合性などを踏まえ、抽選時における兄弟姉妹優先の取扱いは、既に選択希望校に兄姉がいる場合に関する経過措置期間を設けることを前提に、廃止することが望ましい。

(3) 学校の適正規模

新宿区においては、学校教育法施行規則で標準規模とされている 12~18 学級を上回る学校は小・中学校ともに存在しない。このため、協議会としては平成 4 年答申の考え方も参考としながら、小規模校の学校教育への影響について改めて整理し、適正規模について検討を行った。

【小規模校の学校教育への影響】

学習指導面においては、学級の人数が少ない場合には教員の行き届いた指導がしやすいという傾向がある。一人一人の児童生徒が授業などで発表する機会も多くなり、教育活動への参加意識が高くなりやすい。(ただし、こうした学習集団の小規模化の取組みは、ティーム・ティーチングや少人数指導・習熟度別指導として小規模校以外でも実施され、既に一定の効果を挙げている。)

反面、児童生徒同士が協力し、競い合って切磋琢磨する機会が少なく、集団の相互作用による思考力・判断力・表現力の育成や、教育活動におけるグループ、チーム編成が限定されがちである。また、合唱・合奏などの学習活動や、学芸会、運動会などの学校行事等において、一定規模の集団による多様な活動が困難となりやすい。

生活指導等の面においては、教職員が全児童生徒を知ることが容易であることから、実態に応じた個別的な指導をしやすい利点がある。しかし、多様な友達との触れ合いの機会に乏しく、社会性や自主性の育成が不十分になりやすい面が見られる。特に、単学級の場合、クラス替えができないことにより、人間関係等が固定化しやすいが、学級の人数が少なくなるほど、この傾向はさらに顕著となりやすい。

このほか、経営組織や運営面からの考察も必要である。

小規模校においては、校長の経営方針や指導の重点が浸透しやすく教職員や 児童生徒がまとまりやすいという利点を持つ。反面、特に単学級の場合には、 教員同士の相談や協力、学級間の相互啓発も行いにくい。また、教員の分掌事 務が過重負担となる傾向がある。

以上のように、小規模校の学校教育への影響については、プラス面とマイナス面のいずれもが挙げられるが、児童生徒の学習や教員の教育指導、学校の組織・運営など教育活動全般にわたって、小規模化の程度に応じ、マイナスの影響が大きくなる傾向は否定できない。

なお、中学校については、個の育成とともに社会性の育成がより重要になってくる。この社会性は、より大きな集団の中で幅広い活動を通して育まれるものである。従って、中学校においては、小学校より大きな集団規模が求められる。また、生徒の能力・適性や興味・関心に応じて、学習集団の編成等にきめ細かな工夫をするとともに、多様な部活動や課外活動を維持・発展させていくためにも、一定の集団規模を確保することが不可欠である。

さらに、中学校については、適切な進路指導を行うための組織運営上の体制づくりも必要である。それゆえ、それ相応の十分な数の教員が確保されなければならず、この点からいっても適正な学校規模が望まれる。

もちろん、上記の傾向については、それぞれ固定的に考えるべきものではない。児童生徒の個人差をはじめ、教員の能力や校長などの指導力の発揮いかんによっては、小規模校ゆえの教育効果が大きくなることも十分に考えられる。

こうした学校現場の教育的努力、さらにはそれを支援すべき行政上の条件整備等については、学校規模のいかんを問わず、常に要請されるべきものであることはいうまでもない。しかしながら、この点を考慮に入れてもなお、小規模化がもたらす教育上のマイナス影響の深刻さを認識し、学校の小規模化は最小限にくい止めなければならないという共通理解の上に立って、学校教育のあり方を積極的に考える必要がある。

【小学校の適正規模】

平成4年答申と同様、クラス替えのできる規模、即ち1学年2学級で12学級以上が望ましい。

【中学校の適正規模】

中学校の場合は教科担任制であり、学校規模によって教員配当が決められる点に、特に着目する必要がある。

<表4	中学校	におけ	ろ教	昌配置	(例)	>

規模	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	体育	技術	家庭	英語	合計
15学級	3	3	4	3	1	1	2	1	1	3	22
12学級	3	2	3	2	1	1	2	1	1	2	18
9学級	2	2	2	2	1	0	2	1	0	2	14
6学級	1	1	1	1	1	0	2	1	0	2	10

※各教科への教員の振り分けは、学校長の申請に基づき決定されるため、実際と異なる場合がある。

授業時間数の多い国語、社会、数学、理科、英語の5教科については、各学年に1人ずつ教員を配置できる学校規模、即ち15学級以上が理想であるが、新宿区の中学校が小規模化している現実を踏まえると、平成4年答申と同様に12学級程度が望ましい。

しかし、現在12学級を確保している中学校はなく、10校平均でみれば8.3学級と、各学年3学級をも割り込んでいる。そこで、これも平成4年答申と同様であるが、当面は9学級程度の確保を目指すことが現実的な考え方である。

(4) 学校適正配置

子どもたちにとって望ましい学校規模を確保し、よりよい教育環境を実現するために、学校適正配置を検討する必要がある。協議会では、学校適正配置の考え方について、平成4年答申を参考として検討し、小・中学校それぞれ次のとおり整理した。

【小学校】

都心区における小学校が、地域コミュニティや防災の拠点等として地域社会に果たす役割を勘案し、1学年1学級規模の小学校についても、できるだけ維持していくという平成4年答申の考え方は、やはり必要である。従って、平成4年答申と同様に、1学年20人という下限を設定し、それを維持していくためには1学年25人の150人程度を小規模小学校の存置の目安とすることが望ましい。

なお、平成4年答申では、40人学級における1学年2学級のときの最小規模が20人であることも存置の目安の根拠の一つとしている。35人以下学級における1学年2学級のときの最小規模は18人となるが、1学年1学級のときは、学級規模の下限を20人としている人数そのものを変える必要はない。

次に、存置の目安を下回った場合、平成4年答申ではその学校を「統廃合の対象校」としているが、現在では未就学児が新宿区全体としては増加傾向であることを踏まえると、存置の目安を下回る学校を一律に統合の対象校として位置付けるのではなく、統合を含めた適正規模化の検討が必要な学校として、弾力的にとらえていくことが望ましい。

そのうえで、適正配置の取組みにあたっては、通学区域内の未就学児数等を 注視しながら、適正配置の実施状況、通学距離(概ね1km以内)、通学の安全 確保や施設状況なども勘案して進めていくことが望ましい。

なお、関係校の保護者の統合合意を前提として統合協議会を設置する方法を 従来とってきたが、地域関係者等の理解を得るなどの方法についても検討して いくことが望ましい。

【中学校】

中学校の生徒数が、急激に減少していく状況を背景として、平成4年答申では、「学校規模としては12学級の確保を目途に、緊急性に配慮して統廃合を検討する。その際に、1学年2学級規模の学校については、早急に隣接校との統合を検討する。」としている。

現在は、未就学児の増加が中学校の生徒数の増加に繋がるのはおよそ 10 年後であり、35 人以下学級の導入時期等も未定であるため、生徒数や学級数がすぐに増加することは見込めないが、一方で平成 4 年当時のように、生徒数が急激に減少するような状況ではない。

しかし、小学校よりも大きな集団規模が求められる中学校の役割を勘案すれ

ば、1学年2学級規模の学校については、統合を検討することが必要である。 そのうえで、適正配置の取組みにあたっては、通学区域内の学齢人口数等を 注視しながら、適正配置の実施状況、通学距離(概ね2km以内)、通学の安全確 保や施設状況なども勘案して進めていくことが望ましい。

なお、関係校の保護者の統合合意を前提として統合協議会を設置する方法を 従来とってきたが、地域関係者等の理解を得るなどの方法についても検討して いくことが望ましい。

【学校施設面からの考察】

今回の諮問事項にはないが、適正配置を考えるとき、学校施設の老朽化についても考慮する必要がある。区内小中学校の校舎において、小学校は実に半数以上、中学校においても10校中3校が築50年を経過している。これらはいずれ建て替える必要が出てくるが、学校建設には多額の費用がかかる。一方で、老朽化した施設は改修にかかる費用も増加し、今後の区の財政状況を勘案すると、費用対効果という側面も考慮しなくてはならない。

また、現在は未就学児が増加傾向にあるが、全国的には少子化傾向であり、 新宿区においてもいずれ再び減少傾向となる可能性は否定できない。

さらには、一部の学校を除き、新宿区内の学校施設は総じて校地が狭い。仮 に単独で建替えをする際に、校庭にプレハブ校舎を建てた場合、新校舎が完成 するまでの約3年間は実質的に校庭が使えないことも十分考えられる。こうし た学校施設面の課題も視野に入れて、適正配置を考えていく必要がある。

〈参考〉 協議会委員から出された主な意見

【通学区域】

- ・地域協働学校では、PTA が中心的なイニシアティブをとり、それに地域が「学校と PTA が一 生懸命やっているなら応援しよう」という形でないとうまくいかないのではないか。
- ・新宿区も地域協働学校を推進していくことを考えると、学区・地域とのつながりを重視してい くことが必要である。通学距離が遠い場合は、安全面での配慮も必要になる。

【学校選択制度】

- ・保護者が学校を選んで偏りができてしまうのでないかという一方で、現実的に子どもの数が増 えていったときに、保護者の満足はどこで折り合いをつけていくのかなという疑問がある。
- ・小学校の学校選択制度があたかも自由選択制のような捉え方をされているが、選択制の法的根 拠がどの程度まで理解・周知されていたのかというのが問題である。
- ・小規模校だと PTA 活動が大変だとか、幼稚園でのつながりなど、学校側が努力しても選択されないという難しい部分がある。
- ・具体的な問題点も出て、データもあるのだから、抽選に加えてキャップ制にするなど一つの方 向性というものを具体的にあげていくことが必要だと思う。
- ・対象者の約30%が恩恵を受けており、これを尊重しながらもどう小規模化を緩和するかを考える必要がある。
- ・中学校では30~40%ぐらいが私立へ行ってしまう。学校選択制のあるなしにかかわらず、これらの子どもたちをどう確保していくかという努力はずっと継続している。
- ・単に選択する権利が保護者側にあるというだけでなく、学校などで力を発揮してもらいたい。
- ・教員等の人事異動により部活動の内容変更、あるいは継続ができなくなるリスクは常にあるので、そのことについても周知すべき。
- 大規模校だから校庭が広いとかトイレの数が多いわけではなく、ハード面のことも周知すべき。

【学校の適正規模、適正配置】

- ・少人数は1人1人の考えを尊重することができるが、サッカーなどのチーム競技の実施が難しいことや、学級としてのダイナミズムに欠けてしまう。
- ・複数学級になると、同じ学年の担任同士で相談できたり、フォローしあったり、先生にゆとり ができたりと、子どもたちにとっても良い影響を与えていると感じた。
- ・1 学級最低でも 20 人以上、上限は 30~35 人が、子供の成長には理想だと思う。授業内容を考えても、手厚い内容を望むには、人数としては 35 人までが良いのではないか。
- ・単学級では新規採用教諭が配置されると、本人にも指導教諭にも負担が大きい。
- ・(兄弟姉妹優先について)家庭を考えるよりは子ども達一人一人を考えての公平性を考えたほうがよいということになれば、長い経過期間を作って廃止するしかないのではないか。
- ・地域の方の意見には十分耳を傾けなければならないと思うが、ある程度統合の必然性、新校の ビジョン等を示すことでやっていけるものではないかと思う。
- ・気持ちの中で統廃合はありきだが、途中経過に振り回される保護者、その保護者と教育委員会の狭間に入っている先生、親のメンタルの部分で影響を受ける子どもたちがいる。